

習志野市立図書館 漫画資料の選定に関する基準

第1条 目的

習志野市立図書館資料の収集・保存に関する方針に基づき、漫画資料の選定基準について定める。

第2条 定義

習志野市立図書館が収集する漫画資料とは、漫画表現そのものを楽しむことを目的に制作され、ストーリーまたは風刺性を持ち、一コマもしくは数コマで表現されているものとする。

第3条 選定基準

漫画資料は出版形態が多様であり、出版件数も膨大であることから、原則として次の基準に基づき選定する。

- ① 日本の漫画史上で重要とされる作品、各時代を代表する作品など、資料的価値の高いものを中心に選定し、特に漫画資料を対象とした公の賞において、優秀な賞を受賞した作品を優先的に選定する。
- ② 刊行がすでに終了し、評価が定まっている作品を選定の対象とする。ただし、前項における受賞作品は刊行途中でも選書対象とする。
- ③ 大人を対象にした実用漫画やコミックエッセイは「習志野市立図書館 一般向け資料の選定に関する基準」に基づき選定する。
- ④ 児童を対象にした学習漫画は「習志野市立図書館 児童向け資料の選定に関する基準」に基づき選定する。
- ⑤ 漫画資料の収集は、多数巻で構成される作品や品切れ絶版作品が多いことなど、出版物としての特殊性を鑑み、リクエストに基づく選定、収集は行わない。ただし、千葉県立図書館や千葉県内の公立図書館からの借り受けによる提供は行う。

第4条 収集の除外

次のものは収集から除外する。

- ① 月刊・週刊などの雑誌、原作とは別に廉価版として刊行されたペーパーバック。
- ② 特定の作品のみを扱った評論、解説。
- ③ 原画集、イラスト集、ファンブック、原作のダイジェスト版。
- ④ 海外で出版された作品の輸入版、翻訳版。ただし、多文化資料として選定した資料は除く。
- ⑤ 暴力及び性表現の露骨なもの、あるいは主な主題としているもの。
- ⑥ 反社会的・非道德的な事柄を扱っているもの、犯罪を助長するおそれのあるもの。
- ⑦ 人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権や差別について配慮を欠くと認められるもの。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。